

奈良県告示第二百三十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があった。

令和六年十月十一日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
高山 智燮	医療法人和幸会阪 奈中央病院	生駒市俵口町七四 一番地	外科（ぼうこ う・直腸機能 障害）	令和五年四 月三十日
松井 満政	医療法人和幸会阪 奈中央病院	生駒市俵口町七四 一番地	整形外科（肢 体不自由）	令和五年六 月三十日
紀川 伊敏	医療法人紀川会紀 川医院	生駒郡三郷町勢野 東四丁目一四―一	内科（呼吸器 機能障害）	令和六年二 月十五日
奥田 壽夫	医療法人和幸会阪 奈中央病院	生駒市俵口町七四 一番地	整形外科（肢 体不自由）	令和六年三 月三十一日
由良 和代	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合リハビ リテーションセン ター	磯城郡田原本町大 字多七二二番地	耳鼻咽喉科（ 聴覚障害、平 衡機能障害、 音声・言語機 能障害、そし やく機能障害 ）	令和六年六 月三十日

（次頁に続く。）

宮城 信行
医療法人宮城会宮 城医院
天理市丹波市町三 〇二番地
外科（ぼうこ う・直腸機能 障害）
令和六年八 月一日